

「二百二十六万円」に改め、同項の2のホの(6)中「四百三十五万円」を「四百五十五万円」に改め、同項の2のホの(7)中「五百五十七万円」を「五百八十二万円」に改め、同項の2のホの(8)中「六百七十七万円」を「七百七万円」に改め、同項の2のホの(1)中「五百七十五万円」を「五百九十三万円」に改め、同項の2のホの(2)中「七百二十五万円」を「七百四十七万円」に改め、同項の2のホの(3)中「千七十七万円」を「千九十万円」に改め、同表二十の項の1のハの(1)中「四十一万円」を「四十二万円」に改め、同項の1のハの(2)中「五十四万円」を「五十六万円」に改め、同項の1のハの(3)中「七十万円」を「七十三万円」に改め、同項の1のハの(4)中「九十二万円」を「九十六万円」に改め、同項の1のハの(5)中「百四万円」を「百九万円」に改め、同項の1のハの(6)中「百六十万円」を「百六十六万円」に改め、同項の1のハの(7)中「百八十二万円」を「百九十万円」に改め、同項の1のハの(8)中「二百三万円」を「二百十二万円」に改め、同項の1のホの(1)中「四十九万円」を「五十三万円」に改め、同項の1のホの(2)中「六十三万円」を「六十八万円」に改め、同項の1のホの(3)中「九十九万円」を「百三万円」に改め、同項の1のホの(4)中「百三十一万円」を「百四十一万円」に改め、同項の1のホの(5)中「百七十二万円」を「百七十八万円」に改め、同項の1のホの(6)中「三百三十二万円」を「三百四十三万円」に改め、同項の1のホの(7)中「四百六万円」を「四百九万円」に改め、同項の1のホの(8)中「四百六十五万円」を「四百八十万円」に改め、同項の1のホの(1)中「九百十円」を「九百三十二万円」に改め、同項の1のホの(2)中「千二百四十万円」を「千二百六十万円」に改め、同項の1のホの(3)中「千七百円」を「千七百九十万円」に改め、同表二十一の項の1中「二千八百円」を「二千九百円」に改め、同項の3中「千八百円」を「千九百円」に改め、同項の4のイ中「五千円」を「六千五百円」に改め、同項の4のロ中「三千四百円」を「四千五百円」に改め、同項の4のハ中「二千七百円」を「三千六百円」に改め、同表二十二の項のイの(1)中「三十一万円」を「三十二万円」に改め、同項のイの(2)中「四十三万円」を「四十六万円」に改め、同項のイの(3)中「七十二万円」を「七十五万円」に改め、同項のイの(4)中「九十六万円」を「百二十万円」に改め、同項のイの(5)中「百二十一万円」を「百三十万円」に改め、同項のイの(6)中「二百九十五万円」を「三百十五万円」に改め、同項のイの(7)中「三百六十二万円」を「三百八十七万円」に改め、同項のイの(8)中「四百十七万円」を「四百四十六万円」に改め、同項のロの(1)中「二百六十六万円」を「二百六十九万円」に改め、同項のロの(2)中「三百九十九万円」を「三百二十三万円」に改め、同項のロの(3)中「四百七十九万円」を「四百八十三万円」に改め、同表二十三の項の1中「二千八百円」を「二千九百円」に改め、同項の3中「千八百円」を「千九百円」に改め、同項の4のイ中「五千円」を「五千七百円」に改め、同項の4のロ中「三千四百円」を「三千八百円」に改め、同表三十四の項中「二千四百円」を「二千五百円」に改め、同表三十八の項の1中「二万五千円」を「二万七千円」に改め、同表三十九の項の1中「一万八千円」を「一万九千二百円」に改め、同項の2中「二万六千九百円」を「二万七千七百円」に改め、同表五十四の項のロの(4)中「百八十円」を「百六十円」に改め、同項のハの(1)中「二百二十円」を「二百十円」に改め、同項のハの(2)中「二百二十円」を「二百十円」に改め、同項の二の(7)中「九十円」を「八十円」に改め、同表六十五の項の2中「四千六百円」を「五千四百円」に改め、同表六十六の項の2中「千六百円」を「千八百円」に改め、同項の4中「二千二百円」を「千九百円」に改め、同表七十二の三の項の5中「二千円」を「千八百円」に改め、同表八十四の項中「一万九千円」を「二万七千円」に改め、同表八十八の項の1中「三万七千七百円」を「三万三千九百円」に改め、同項の2中「二万七千円」を「二万五千円」に改め、同表九十三の項の次に次のように加える。

九十三の二 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和四十五年法律第百三十七号)第十二条の七第一項の規定に基づく二以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例の認定に関する事務	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十二条の七第一項の規定に基づく二以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例の認定の申請に対する審査	十四万七千円
--	---	--------

九十三の三 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十二条の七第一項の規定に基づく二以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例の認定に関する事務	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十二条の七第一項の規定に基づく二以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例の認定の申請に対する審査	十三万四千円
--	---	--------

本則の表九十四の項中「昭和四十五年法律第百三十七号」を削り、同表百二の項の3及び百三の項の3中「二千円」を「千八百円」に改め、同表百六の項の1中「一万三千元」を「一万二千元」に改め、同項の2中「千九百円」を「千七百円」に改め、同表百六の四の項中「七万五千元」を「六万七千円」に改め、同表百九の項の2中「千五百円」を「千六百元」に改め、同項の3中「千円」を「千五百円」に改める。

附則

この政令は、平成三十年四月一日から施行する。ただし、本則の表二十一の項及び二十三の項の規定は、同年五月一日から施行する。

総務大臣 野田 聖子  
内閣総理大臣 安倍 晋三

道路運送車両法関係手数料令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名 御璽

平成三十年一月二十六日

内閣総理大臣 安倍 晋三

政令第十一号

道路運送車両法関係手数料令の一部を改正する政令

内閣は、道路運送車両法(昭和二十六年法律第百八十五号) 第二百二条第一項及び第百四条の規定に基づき、この政令を制定する。

道路運送車両法関係手数料令(昭和二十六年政令第百五十五号)の一部を次のように改正する。第一条の表一の項下欄を次のように改める。

- 一 両につき次に掲げる金額
  - 一 完成検査終了証の提出(法第七條第四項の規定による申請書への記載をもつて提出に代える場合を含む)がある自動車 九百円(電子申請(行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成十四年法律第百五十一号)第三條第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して行う申請をいう。以下同じ)による場合にあつては、五百円)
  - 二 その他の自動車 七百元

第一条の表十一の項下欄第一号を次のように改める。

- 一 完成検査終了証の提出(法第五十九條第四項において準用する法第七條第四項の規定による申請書への記載をもつて提出に代える場合を含む)がある自動車
  - イ 検査対象軽自動車及び二輪の小型自動車 千五百円
  - ロ 検査対象軽自動車及び二輪の小型自動車以外の自動車 千二百円(電子申請による場合にあっては、千円)

第一条の表十一の項下欄中第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 登録識別情報（法第十六条第一項の申請（法第十五条の二第五項の規定により申請があつたものとみなされる場合を含む。）に基づく一時抹消登録に係るものに限る。以下「一時抹消登録識別情報」という。）の提供又は自動車検査証返納証明書の提出とともに保安基準適合証の提出（法第九十四条の五第九項の規定による申請書への記載をもつて提出に代える場合を含む。）がある自動車並びに限定自動車検査証の提出及び保安基準適合証の提出（法第九十四条の五の二第五項において準用する法第九十四条の五第九項の規定による申請書への記載をもつて提出に代える場合を含む。）がある自動車 千五百円

第一条の表十二の項下欄第一号を次のように改める。  
一 保安基準適合証の提出（法第九十四条の五第九項の規定による申請書への記載をもつて提出に代える場合を含む。）がある自動車  
イ 検査対象軽自動車及び二輪の小型自動車 千五百円  
ロ 検査対象軽自動車及び二輪の小型自動車以外の自動車 千二百円（電子申請による場合にあっては、千円）

第一条の表十二の項下欄中第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。  
二 限定自動車検査証の提出及び保安基準適合証の提出（法第九十四条の五の二第五項において準用する法第九十四条の五第九項の規定による申請書への記載をもつて提出に代える場合を含む。）がある自動車 千五百円

附則

（施行期日）  
1 この政令は、平成三十年四月一日から施行する。  
（経過措置）

2 継続検査の申請（検査対象軽自動車及び二輪の小型自動車以外の自動車についてのものであって、道路運送車両法第九十四条の五第九項の規定による申請書への記載をもつて保安基準適合証の提出に代える場合に限る。）をする者に係る手数料の額については、平成三十一年三月三十一日までの間は、この政令による改正後の道路運送車両法関係手数料令第一条の表十二の項下欄第一号口中「千二百円」とあるのは、「千五百円」とする。

国土交通大臣 石井 啓一  
内閣総理大臣 安倍 晋三

道路運送車両法及び自動車検査独立行政法人法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名 御璽

平成三十年一月二十六日

内閣総理大臣 安倍 晋三

政令第十二号

道路運送車両法及び自動車検査独立行政法人法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令の一部を改正する政令

内閣は、道路運送車両法及び自動車検査独立行政法人法の一部を改正する法律（平成二十七年法律第四十四号）附則第四条、第九条及び第十条の規定に基づき、この政令を制定する。

道路運送車両法及び自動車検査独立行政法人法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（平成二十八年政令第二十一号）の一部を次のように改正する。

第十九条の見出しを「職員の引継ぎに係る政令で定める部局又は機関」に改め、同条に次の二項を加える。

2 改正法附則第四条第一項の政令で定める国土交通省の部局又は機関のうち、改正法附則第二条に規定する指定日（以下単に「指定日」という。）の前日に係るものは、旭川運輸支局、青森運輸支局、秋田運輸支局、山形運輸支局、福島運輸支局、栃木運輸支局、千葉運輸支局、神奈川運輸支局、山梨運輸支局、新潟運輸支局、富山運輸支局、石川運輸支局、長野運輸支局、福井運輸支局、岐阜運輸支局、三重運輸支局、滋賀運輸支局、京都運輸支局、和歌山運輸支局、広島運輸支局、香川運輸支局、高知運輸支局、福岡運輸支局、佐賀運輸支局、長崎運輸支局、熊本運輸支局、大分運輸支局、宮崎運輸支局及び鹿児島運輸支局の内部組織のうち自動車の登録に関する事務を所掌するものであって国土交通大臣が定めるものとする。

3 改正法附則第四条第二項の政令で定める内閣府の部局又は機関のうち、指定日の前日に係るものは、沖縄総合事務局の内部組織のうち自動車の登録に関する事務を所掌するものであって内閣総理大臣が定めるものとする。

2 改正法附則第九条の政令で定める権利及び義務のうち、次に掲げる権利及び義務とする。  
一 国土交通大臣の所管に属する物品のうち国土交通大臣が指定するものに関する権利及び義務  
二 確認調査業務に関し国が有する権利及び義務のうち前号に掲げるもの以外のものであって、国土交通大臣が指定するもの

21 第一条第一項中「第十九条第二号」を「第十九条第一項第二号」に改め、「をいう」の下に「第三項において同じ」を加え、同条に次の二項を加える。  
3 改正法附則第十条の政令で定める国有財産のうち、指定日の前日に係るものは、同日において現に専ら次に掲げる部局又は機関に使用されている庁舎等とする。

一 第十九条第二項及び第三項に規定する部局又は機関  
二 函館運輸支局、室蘭運輸支局、釧路運輸支局、帯広運輸支局、北見運輸支局、青森運輸支局、山形運輸支局、栃木運輸支局、東京運輸支局、新潟運輸支局、長野運輸支局、岐阜運輸支局、愛知運輸支局、鳥取運輸支局、島根運輸支局、徳島運輸支局、福岡運輸支局、長崎運輸支局及び鹿児島運輸支局の内部組織のうち自動車の登録に関する事務を所掌するものであって国土交通大臣が定めるもの  
三 沖縄総合事務局の内部組織のうち自動車の登録に関する事務を所掌するものであって国土交通大臣が定めるもの

4 第二項の規定は、前項の国有財産について準用する。

附則

（施行期日）

1 この政令は、平成三十年四月一日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。  
（国有財産の無償使用の申請に関する経過措置）  
2 独立行政法人自動車技術総合機構の理事長は、この政令の施行の日前においても、この政令による改正後の道路運送車両法及び自動車検査独立行政法人法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令第二十一条第三項の国有財産の無償使用の申請を行うことができる。

国土交通大臣 石井 啓一  
内閣総理大臣 安倍 晋三